つなぐ　伝える
Luce
社会保険労務士法人 ルーチェ
名古屋事務所　名古屋市中区丸の内2-15-12-2
ザ・テラス丸の内 903
info@sr-luce.jp　052-211-5185
金沢事務所　金沢市長町1-4-45

令和7年度労働保険の年度更新について

◆期　間

令和７年度の期間は６月２日（月）～７月 10 日（木）です。申告書は５月末頃から送付されておりますので、準備にかかりましょう。厚生労働省ホームページには、パンフレットや解説動画などが掲載されています。

コールセンター（電話番号：0120-256-376）は、５月 29 日（木）～７月 18 日（金）で設置され、９時から 17 時まで土・日・祝日を除き対応してくれます。

◆実務における注意点

パンフレットに掲載されているチェックポイントから、主なものをピックアップします。

・通勤手当等の交通費（非課税分、現物支給の定期代等を含む）の算入漏れはありませんか？
・パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
・事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか？
・賃金総額について、1,000 円未満は切り捨てられていますか？
・保険料・一般拠出金額について、１円未満は切り捨てられていますか？
・各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか？

◆効率的に手続きをしたいなら電子申請

年度更新の書類は項目が多いため記入漏れや記入ミスが心配ですが、電子申請では入力チェック機能や自動計算機能のあるシステムで手続きを行うため、ミスを防げます。

また、前年度の情報を取り込んで書類を作成できるので作成に要する時間も短縮でき、混み合う窓口で長時間待たされることがありません。

【厚生労働省「労働保険年度更新に係るお知らせ」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

【厚生労働省「労働保険の電子申請に関する特設サイト」】
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

カスハラ被害の体験者＋遭遇者は6割近くに～東京都産業労働局調査から

近年、社会的問題となっている「カスタマーハラスメント（カスハラ）」は、多種多様な仕事とその働き手が集中する東京では特に深刻化しており、今年４月にはカスハラ防止条例が施行されました。

以下の調査は、東京都内在住・勤務の 15 歳以上の男女に、カスハラについて Web 調査を行った結果を東京都産業労働局がまとめたものです。

◆調査結果のポイント

・カスハラという言葉も意味も知っている：57.3%

・カスハラが増加していると思う：79.6%

・就業中に自身がカスハラ被害にあった：16.8%

・就業中にカスハラを見聞きした：36.3%

・カスハラ被害にあったことも見聞きしたこともない：40.3%

・カスハラ被害にあった場面

→対面（接客時など）：51.2%、電話・メール：33.2%

・カスハラ行為

→威圧的な言動（声を荒げる、にらむ、物を叩くなど）：63.8%、継続的・執拗な言動や行為（何度も電話、要求を繰り返す）：28.9%

・カスハラ被害の対応方法

→管理職・上司が対応：40.3%、自分１人で対応：32.0%、同僚が対応：31.7%

・勤務先のカスハラ対策の実施

→行っている 23.0%、行っているが不十分：27.6%、行っていない：49.3%

・行っている場合の内容

→基本方針の策定・周知：60.5%、対応マニュアルの整備 46.4%

・対策をしているができていない理由

→対応のノウハウがない：46.7%、対応できる人材が不足している：37.2%

・カスハラ対策として効果があると思うもの

→対応マニュアルの整備：56.4%、基本方針の策定・周知：51.5%

業種別にみると、実際に被害にあった割合が一番多かったのは「農林漁業」（61.5%）で、見聞きしたことのある割合が多かったのは「学術研究、専門・技術サービス業」（53.2%）、両方ないのは「運輸業・郵便業」（52.5%）でした。

北海道や群馬県でも先だってカスハラ条例が制定されています。カスハラ対応を企業に義務付ける労働施策総合推進法の改正も閣議決定され、成立は目前です。企業にとっては、対応マニュアルや基本方針を策定するなどの対応が急がれます。

【東京都産業労働局「カスタマーハラスメントに関する都民調査」】

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/onedrive

オンライン面接・録画面接の注意点は？

近年の生成ＡＩ技術の進化は、人事業務全般の効率化と高度化を急速に促進しています。採用面接時の動画を分析するものなどもあり、これからも生成ＡＩの採用活動への導入が進むといわれています。

◆オンライン／録画面接の注意点

コロナ禍以降、オンライン面接（Web 面接）や録画面接が広がってきていますが、注意しておきたい点があります。

① カメラ越しでは身振り手振りや微妙な表情変化・雰囲気が捕捉困難であり、評価精度が低下します。対面に比べ応募者の人柄判断が表面的になりやすくなります。

② 機材や通信環境に依存するため、接続トラブルや音声途切れ・映像フリーズが面接の質を低下させます。オンライン面接では、タイムラグが会話リズムを乱すため、面接の質を低下させます。ツール操作に不慣れな面接官／応募者による進行遅延の発生は、印象が悪くしがちです。

③ 緊張感が高まり、機器操作への不慣れが応募者のパフォーマンスを阻害します。2022 年の調査ですが「マイナビ学生就職モニター調査」によれば、45.4%の学生が録画面接に苦手意識を持っています。録画面接というだけで忌避される可能性があります。

④ 録画面接では特に、ＡＩ解析時のアルゴリズムバイアスやデータ管理問題がリスク要因となります。

以上のことから、対面時に比べ情報が制限され人物の本質を見極めにくい、トラブル要素が多いことなどから、重要な判断には対面による面接が必須と考えたほうがよいでしょう。

◆そもそも採用の基準は大丈夫？

しかし、こうした技術的なこと以前に、自社での採用の基準や職場・職務の状況を意識した質問事項がしっかりと作成されており、加えてそれらを面接担当者全員が共通認識として共有できていることは、自社にマッチした人材を採用するための大前提です。採用の精度を上げるためにはソフト面からの見直しも必要です。

～弁護士法人クオリティ・ワン通信～

「ビジネスモデルと業法の確認方法」

新規事業を検討するうえでは業法が重要ですが、効率的に調査するのはなかなか難しいことです。

日頃からより多くの製品・サービスに触れたり、同業他社の動向を注意するなどして対応されているでしょうが、どのようなタイミングで弊所にご相談があるかなど、お伝えいたします。

●業法を確認すべきタイミング

さて、ビジネスモデルの業法への抵触・規制の有無を確認するタイミングは、大きく３つです。

① 製品・サービスの販売前

② 新機能の追加時

③ 法改正時

一般的には、製品・サービスの公表前のご相談が多いです。しかし、製品・サービスに新機能を追加する場合についての検討は、ご相談が漏れやすいケースだと思います。プロダクトマネージャーの方は、今後の企画や開発内容について、定期的に法務部門や法律事務所に共有しておくことが大事かと思います。

また、法改正により規制を受けるというケースも想定されます。自社において適用が問題になりそうな業法については、法改正の最新動向について追いかけることをお勧めいたします。

●業法を効率的に調べたい

同一・類似事業を行っている上場会社の有価証券報告書を調査する、官公庁の web サイトを見るべき、と一応言われてはいますが、なかなか探索が難しいことが多いです。網羅的な検討として、総務省が「許認可等の統一的把握結果」として、「許認可等現況表」をまとめております。

リンク：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/kyoninka.html

また、同業他社の会社概要欄（web ページ）の許認可の記載、有価証券報告書の事業等のリスク欄への法令名の記載、web 検索を用いてやりたい業務の名称やキーワードに「許認可」を加えて検索など、大まかなあたりをつけていく方法もあります。ある程度絞り込めてきたら、その段階で、所轄の官公庁に問い合わせてみてください。各法令への抵触の判断は、各法令の所轄官庁が一次的に実施しています。

相談窓口があらかじめ設けられていることがありますので、自社の領域のページをチェックされてみてはいかがでしょうか。

Monthly Letter・ルーチェ　編集後記

先日、子供が学校にて田植え体験をしてきました。お米が高騰する中、お米を作る大変さなどを実際に経験してきた娘は「もっとお米って高くてよくない？」と言っていました。
一本一本を実際田植えしてきた子どもには現状の価格は安すぎると感じたようです。

真っ黒になった靴下、ドロドロのサンダルと田植えした地域で採れた少しばかりのお米の手土産を見て、農家の皆様が毎日どれだけ大変か、
そして実際に買う際に支払っているお金が農家さんの手元に届いているのかなと昨今のニュースを見ながら、子どもの経験を通して親も考えさせられる田植え体験でした。　吉﨑